

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例
27	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、あくまで基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日と同様になってる児童の年齢基準日を誕生日に応じることも可能となるよう緩和を求める。	保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、あくまで基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日と同様になってる児童の年齢基準日を誕生日に応じることも可能となるよう緩和を求める。	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ○特定教育・保育等に関する費用の額の算定に関する基準等の改正による実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第51号・28文科初第727号・雇児免0823第1号)で定められる年度の初日の前日と同様になってる児童の年齢基準日を誕生日に応じることも可能となるよう緩和を求める。	内閣府、厚生労働省	長洲町	福島県、福島市、郡山市、大河原町、大村町	○本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況でいるため、保護者は本来1歳まで受け取れる児童保育室を3月末で終了させ4月に児童を入所させ復縁をしいる事例や、4月の入所内定を辞退し次年度の4月に児童保育室を再び受け取られる。配置基準の緩和により、年齢途中で入所の可能性が広がり、保護者がやりとりある児童保育室へ向かう実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第51号・28文科初第727号・雇児免0823第1号)	保育所等における保育士の配置基準については、利用者の待遇・安全・生活環境に直結しかつ、保育の質等に深刻な影響が生じる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日としている。 当該基準日を実年齢に応じる形にする場合、日々必要な保育士数が変動することになり、雇用管理制度や公定価格算定のための自治体への申告件数・量が劇的に増加するなど、業務の煩雑化を招く。 さらには、その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士不足が喫緊の課題となっている中で、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。 また、公定価格が大幅な変動により、事業所経営が不安定化すると同時に、必要な保育士数を確保するため、保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。 なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えて、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。	
36	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の認定	幼保連携型認定こども園の認定は、市町村による施設型給付対象であつたが、施設型給付対象は市町村が行つており、認定と認定こども園の認定事務について、中核市市長の所管とされたい。	本市は平成26年の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付対象であつたが、施設型給付対象は市町村が行つており、認定と認定こども園の認定事務について、中核市市長の所管とされたい。	窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の保育体制と保育各所が同じことで、各自治体東京の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に組み合えることなどが可能となる。 事業者管理特別制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されるににより、他の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。	就学前の子どもに関する保育士の給付等の提供の推進に関する法律 第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	青森市、雄勝郡、八戸市、富山市、長野市、鹿児島市、岐阜市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県	○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市では、子育て家庭の多様な保育ニーズに応じて、教育・保育施設を運営し、適切な集団規範の中でしく教育・保育を受けることができるよう、最低基準上の必要とされる保育士の必要について、は、入所登録に義務が無くて児童年齢の加齢により変動することなどによる公定価格は年度を通じて同一の基準が適用されることに異なり、年度当初における児童登録に応じた保育士配置を実施するための申請書類の提出を要する。 ○待機児童解消のため、近年人数増加による公定価格の上昇が問題となつたが、公定価格は年度を通じて同一の基準が適用されることは、公定価格が年々上昇する傾向にあることから、保育士の負担が増加する恐れがある。 ○本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。	
38	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。この床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している。また、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう各省令の改正を求める。	子どもを育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。この床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している。また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。 併し施設整備を進めたとしても、市の子どもを育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めるには困難かつ不合理的であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については確かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生するを得ない状況に至っている。 なお、第一次地方分権一括法及び関係省令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地盤も3大都市圏に反対する。少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。	一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができるないような自治体において、子どもの受入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができるようになり、国の待機児童解消加速化プラン及び一億緒活躍の実現に資する。	○児童福祉法第45条第2項	内閣府、厚生労働省	ひたちなか市、宇美町、新宮町	○近年増加傾向にある1歳未満の入園希望者の受入れに対応にあたり、建築年次の古い團舎においては、保育室数の不足に起きた乳児児童の面積不足が課題となっている。 ○本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれまでの施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保による認定基準第32条 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、施設の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、施設の整備に関する法律(平成23年法律第20号) ○待機児童が年度途中から発生しており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、児童登録に義務が無くて児童登録ができない状況にある。面積基準を緩和することでより多くの児童に保育の提供を実現できるとともに、保護者の家庭と市との連携を強化する。 ○保育士の確保は出来ているが面積基準によって希望の保育園に入園できなかった児童がいる。	国が定める人員配慮や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である前学年における児童の面積について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。 特に保育室はまちくらぎの面積基準については、一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要な面積を確保しておきたい。 一方で、保育室の面積が不足するため、保育士の負担が大きくなっている。認定こども園の認定基準と特例事例の認定基準とが混在する。認定こども園の認定基準と特例事例の認定基準とが混在する。 その上で、①待機児童の数が深刻な状況であって、②土地の価格が非常に高く保育用地の確保が困難である自治体に、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度的観點を鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地域の安い地方都市で待機児童が発生しているということをもって本特例の対象となるのは不適切である。 なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えられ、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○ご指摘のとおり、保育士等の配置基準が実年齢になることにより、公定価格の算定等についても、業務量の増加が想定されるが、保育施設管理者と相談した上で、提案しているため、保育事業者から同意が得られた場合であって、追加受け入れ児童数が少数かつ短期間に限る場合だけでも、配置の特例を公定価格へ影響させないとを含め緩和を可能としていただきたい。なお、当町において請求事務等が煩雑になることについては、待機児童を発生させることなく、町民に安定した保育サービスを提供するために、やむを得ないと考えている。	-	-	-	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられるこを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることがととすれば、保育の質を担保できるのではないか。 ○特例を適用できる地域条件(例) ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある ②厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ③園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ④巡回指導員から適切な指導を受けられる体制の確保 ⑤既存の保育施設者を育むの配置基準よりも手厚く配置基準の見直し ○特例の適用期間について、既存の施設者を育むの配置基準を少する(例:年度当初満2歳児児童数:保育士1名、既存1名)に追加受け入れができるのは、年度後半の最長3ヶ月に今まで等)でのみ、必ずしも公定用割合の算定によって影響させないと考えるのではないか。 ○従うべき基準等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時の配置基準の緩和を求めるものであり、このようのことから、日々必要な保育士数は減少することはないとの、退職を迫ることはないと指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘について、現状の保育士等の人数で待機児童を追加受け入れることから、事業者の収入の大額な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いではない。 ○提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからない実態や、地域区分ごとに近い市町村より低く、保育施設・社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない実状を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。</p>	<p>○保育所の設備運営基準のうち、人員配置基準については、保育の質を支える上で特に重要なものであり、「従うべき基準」として全国一律の最低基準を維持している。配置基準を実年齢に応じることについて、ご提案のように特定の保育事業者の同意が得られた場合に限定すると、市区町村により配置基準の取り扱いが異なることとなり、全国一律の最低基準を維持することが困難となるため、保育の質の確保の観点から対応は困難である。</p> <p>○1次回答でも記載させていただいたが、配置基準を実年齢にとすることにより、実年齢に応じた頗るなクラス変更などにより、本来同じ保育士、同じ仲間との安定的な関係のもと、はぐくむべき信頼関係の構築が難しくなるおそれがあること。 ○頗るな配置基準の変更は、保育事業者や自治体の業務負担を増加させるおそれがあり、提供される保育の質にも影響が生じかねない。</p> <p>○いずれにしても、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めたい。</p>
他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 中核市について、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指揮市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を位置づけさせることとする。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懇意の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次アーリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	<p>・引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安感があるとのこと。</p>
○最低基準の重要性については十分承知はしているが、待機児童数は少なければ良いといふものではなく、1人の待機児童であっても保育所に入所できるかできないは保護者及び子どもたちの生きを左右する重要な問題である。この問題を解決するために、規制緩和も含めてありとあらゆる施策を総動員すべきと考える。	-	-	-	<p>【全国知事会】 保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができるなくなっている。 ○当市においても保育ニーズを的確に捉えたうえで保育の受け皿整備を進めており、苦しい財政状況の中で最優先の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行ってきましたが、将来的に未就学児童が急激に減少する中では、さらには施設整備を進めるとは将来負担を増加させる一因となることや、施設整備を進めようとしても、3、4年は必要であり、短期的な需要への対応のために、新設することは困難である。また、地価の安い地方都市とはいって、待機児童は地方都市でも発生する可能性があり、地方自治体や保護者にとって複雑な課題を見出せます。全国一律の基準ではなく、当市では、保育施設では保育室、保育室が廊下と一体的に利用可能であったり、異年齢での交流保育や混合保育により個々の居室の面積を補完することができますから、基準を緩和したことによって、実際には保育の質は低下させずに待機児童を受け入れられたため、地域の実情に応じて、面積の算定を柔軟に対応できるよう認めていただきたい。</p> <p>○なお、小規模保育事業や家庭的保育事業を行う事業者も人口減少局面では将来性が無いため、現在のところ参入事業者は全くないため、事業の活用ができない。</p>	<p>○本提案は、新たな特例の創設を求めているのではなく、現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。</p> <p>○認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、重複して認めるべきではない。</p> <p>○特例措置は平成31年度末までとなっており、現場では特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例措置を活用していく状況となっています。特例措置の时限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「部分の間」とすべきではない。</p> <p>○待機児童問題は、都市における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保などの長期的なコストを伴うものであり、地方都市でも深刻な問題である。提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○児童福祉法第24条において、保育の必要性がある市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。</p> <p>○貴自治体のご提案に対する懇意については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。</p> <p>○特に、待機児童数、地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受け皿の質を切り下げるまで優先すべき対応とは考えにくい。</p> <p>○政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加同様に提出団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
68	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携認定ごども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的定位づけを持つ施設」とされ、指導・監督や財政措置の一部化等により便宜的に扱っている。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。	【申請業務(市町村)上の支障】事業者や市町村における書類作成業務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮	児童福祉法第56条の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定ごども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本別生のための将来世代応援知事同盟、広島市	青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	O單一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請業務をおこなうのは不合理である。事務の複数の立場からも、一元化すべき。 O各共用部分がそれぞれ申請手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相手の立場の負担がかかる。これ解消するためには制度の一元化が必要である。	認定ごども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や新規開設を合わせた対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答 各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の按分計算や所管する省庁ごとの協議・調整が必要であるといった支障は依然として解消されていない。同一の法律に基づく、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。	-	<p>【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など既定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されたため、一元化を要望する。 【磐田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【茅ヶ崎市】 ○交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 【長崎市】 内示の状況により予算請案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告しておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定ごども園というひどい児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定ごども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定ごども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		保育所等整備交付金及び認定ごども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期、内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、異なる様式の統一化、事業費支分の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		補足資料 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解	見解	見解			
○第1次回答では、「代替保育の提供」だけでなく「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」にも言及され、その重要性を踏まえ対応困難と回答いただいたが、本市の提案は「代替保育の提供」に関するものであり、「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」については本市もその重要性を十分認識している。代替保育の提供の任意項目化に特化した回答をいたさない。特に、対応策として以下の提案をしているが、その点もお詫びいたします。	【練馬区】 ○制度上求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これらを一つの施設で設定することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との複数の位置づけのバランスから、おどすと連携項目別に連携施設を設定、あるいは、受け皿の内で複数施設と連携するなど、複数で負担が大きくなる仕組みとなっています。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全國一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられるなどを促成させるためのものである。 【全国市長会】 同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能なことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能との確認された場合には、代替保育の提供に際する連携施設確保は不要であることをより明確にし、明文化する。 ○本市では、対応策として、教育・保育施設以外での事業による代替保育の提供を提案しているが、それは、職員配置や面積の基準の遵守、保育規則していない児童を預かるリスクという点で、教育・保育施設とそれ以外の事業で差はないとの考え方からである。対応困難と回答いただいたが、代替保育の提供者を教育・保育施設に限るのなら、その理由を御教示いただきたいた。また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の教育を担当機関で「1歳児保育の実績がない、代替保育の提供は不可能であり連携できない」との意見もある。一方、小規模保育事業は0・1・2歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1・2歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供者を教育・保育施設に限る理由をお詫びいただきたい。	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、実際に必要な場合に限られるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全國一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられるなどを促成させるためのものである。 【全国市長会】 同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能なことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能との確認された場合には、代替保育の提供に際する連携施設確保は不要であることをより明確にし、明文化する。 ○本市では、対応策として、教育・保育施設以外での事業による代替保育の提供を提案しているが、それは、職員配置や面積の基準の遵守、保育規則していない児童を預かるリスクという点で、教育・保育施設とそれ以外の事業で差はないとの考え方からである。対応困難と回答いただいたが、代替保育の提供者を教育・保育施設に限るのなら、その理由を御教示いただきたいた。また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の教育を担当機関で「1歳児保育の実績がない、代替保育の提供は不可能であり連携できない」との意見もある。一方、小規模保育事業は0・1・2歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1・2歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供者を教育・保育施設に限る理由をお詫びいただきたい。	【連携3項目それぞれについて連携施設の施設・事業種別を設定することについて】 ○連携施設が行う連携の項目(保育内容の支援、代替保育の提供、卒園児の受け皿)については、それぞれの連携項目を切り分けて考えた上で、それぞれの連携項目について適切に対応できる連携施設の施設・事業の種類を設定することができるのではないか。 ○代替保育の提供にかかる連携施設として、地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)を認めることや、一時預かり事業やファミリーサポートセンター等の事業の活用により代替保育を提供する「代保育」も認められる措置が可能なのではないか。 ○この提案が実現した場合、待機児童解消率による公的保育事業に対する影響を最小限に抑えるとともに、子どもたちが安心して保育を受ける環境の確保にとって重要なものであることを踏まえ、保育士も普段見ていなくて子どもを見ることが出来る。このため、代替保育の提供者は、合同保育の実施等の代保育内容の支援を通じて、連携する地域型保育事業の子ども様子を把握できるとともに、子どもたちにとって慣れた環境で保育ができるのかは、規模が大きく、緊急時の対応も可能と考えられる保育所、幼稚園、認定こども園が対象となっている。	○ 第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業等の連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけではなく、代替保育の提供や集團保育を受ける機会の提供など保育の質の向上が確保されるだけではなく、代替保育の提供や集團保育を受ける機会の提供など保育の質の向上が重要なものである。「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受ける環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、当該要件に限っては留意項目化することは困難である。	○ なお、一般に子どもが代替保育を受ける際は、通常と異なる環境に置かれるために緊張し、保育士も普段見ていなくて子どもを見ることがある。このため、代替保育の提供者は、合同保育の実施等の代保育内容の支援を通じて、連携する地域型保育事業の子ども様子を把握できるとともに、子どもたちにとって慣れた環境で保育ができるのかは、規模が大きく、緊急時の対応も可能と考えられる保育所、幼稚園、認定こども園が対象となっている。	
○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、位体重向上を図ることを目的とした教育活動の環境(昭和45年5月28日保健体育審議会答申)として位置づけられていた。教育現場の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費を削減する必要管理であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということを決して選択しない。 ○従って、学校給食費が法律上の負担義務であるということを明確にすると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改革を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。	【箕面市】 ○代替保育の提供については、現実的に機能させるまでの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギー等の個々の状況は、費用を負担していくに慣れないと、また、負担によって対応できなくなるなど困難なところ、連携施設を受けることについても、一日勤務可能な保育園や幼稚園の面接基準で、最低基準を満たさない保障はない。また、卒園後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行うことが前提で有る中で、対応の連携協定で卒園児全員を受けることは、事实上不可能に思われる。当市の家庭的保育事業においても、非常勤職員を教育雇用し、急な職員の休暇に対応可能な体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。ついで、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」については任意項目とすべきと考える。 ○現行制度で運用する場合、「卒後の受け皿」については市内全ての認可保育所と連携協定を締結する必要があるものと考えており、責任の所在を伴う制度としての意義を持たないと考える。特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。 ○その上で、公債権としての位置づけの整理(施設利用料か負担金か)、滞納処分規定、学校給食費の公金化、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理が求められます。公金化すればいいのか、学校給食費は当面に公会計へと整備されるのが原則であるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。	学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようになります。そのためには、削減として、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童扶養手当法を改めて特別徴収の対象とする必要がある。現在、全体の約8割の自治体が強制徴収であります。追加共済提案の自治体の中には、「当市の給食費の取り扱いについては、公会計化を行っており、私会計の取り扱いであるため、強制徴収が行われるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私会計の自治体も含めた自治体の意向調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。		

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加同様団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野										
100	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼保連携認定こども園は、「学級及び児童福祉施設としての法の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園等整備交付金」で支援が行われるが、それぞれ補助対象経費の算定に際しては、文部科学省所管の「認定こども園等整備交付金」を用いて申請する必要があります。」とあります。	認定こども園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体にとっては、経費の区分方法の調整などが不要となり事務の軽減が図られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないといふ事態が解消される。	児童福祉法第56条の403 児童福祉法施行規則 第46条、第47条、第48条、第49条、第50条 本件のための将来世代応援知事同盟、 法治県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、中四国地方知事会、関西広域連合、日本全国のための将来世代応援知事同盟、 法治県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、福井県、長野県、伊丹市、倉吉市、淡口市、北九州大牟田市、熊本市、久留米市、佐賀市、長崎市、大村市、熊本県、鹿児島県、長崎県、大村市、熊本県、鹿児島県、益城町	〇單一制度でありますから、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請をおこなうのは不合理である事務の負担を軽減するべき。 〇本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、市・町村・事業者とも複数の事務の負担となっており、これをお解消するには制度の一元化が必要である。	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業者募集や内申書等提出時期を合わせた対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めまいりたい。		
106	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における保育料に対する微収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を適切に変更する場合の微収方法に関する規制緩和	〇行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を適切に変更する場合の微収方法に関する規制緩和	認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を適切に変更する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園を含む)については市町村による微収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、特定の場合の微収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応諾義務について (案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	福島県、小牧市	〇保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が収集できるようにして施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。	保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。 また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼稚園の利用料について新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。 なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を適切に徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
事務手続きの面だけでなく、別々の省庁（文部科学省、厚生労働省）の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制度しか支援が受けられないなど補助金交付額の面において不均衡が生じていることから、所管省庁の一元化等抜本的な解決を求める。 なお、今後の具体的な取組について示していくべき。	-	<p>【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなれば事務の軽減にはつながらず、不十分である。</p> <p>【静岡市】</p> <p>現状の下で分かれている補助制度の下では、「申請時期や内示時期をあわせる」様式の統一など規定的な対応に留まっている。支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な問題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。</p> <p>【磐田市】</p> <p>事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。</p> <p>【箕面市】</p> <p>交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。</p> <p>幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」であることから、災害復旧補助の事例のように同一施設内において幼保機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。</p> <p>【長崎市】</p> <p>内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対する一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。</p> <p>【熊本市】</p> <p>事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が複雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園といふ二つの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行ふ所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにいく一番大きな要因となっている。(弊害の事例、同じ機関の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	-	<p>O市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園）に限られていることは、不合理ではないか。</p> <p>児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭の保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されおり、あえて区分する必要があるのか。</p> <p>待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現今の待機児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園認定こども園や家庭の保育事業等となることは十分にありうる。そこで、市町村が微収を行ふ制度設計を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。</p> <p>O上記に加え、幼稚園を含む特定期、保育所及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がない。利用料の変更も市町村に帰属している。このような市町村と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。</p> <p>Oさらに、特定期・保育の提供が施設と保護者の間の直接契約に基づくものであることを踏まえて、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。</p> <p>O以上の諸論点をまず整理し、法制面、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。</p> <p>O本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないか。</p>	<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期、内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、異なる様式の統一化、事業費算定の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していただきたい。</p>
児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代行徴収が付与されているのは不合理である。	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	-	<p>O市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園）に限られていることは、不合理ではないか。</p> <p>児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭の保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されおり、あえて区分する必要があるのか。</p> <p>待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現今の待機児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園認定こども園や家庭の保育事業等となることは十分にありうる。そこで、市町村が微収を行ふ制度設計を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。</p> <p>O上記に加え、幼稚園を含む特定期、保育所及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がない。利用料の変更も市町村に帰属している。このような市町村と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。</p> <p>Oさらに、特定期・保育の提供が施設と保護者の間の直接契約に基づくものであることを踏まえて、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。</p> <p>O以上の諸論点をまず整理し、法制面、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。</p> <p>O本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないか。</p>	<p>幼稚園認定こども園は、法的性格としては幼稚園と同じく学校であり、児童福祉施設でありかつ学校である幼保連携型認定こども園とは性格を異にするものであることから、幼保連携型に認められるものが、同様に幼稚園認定こども園は認められるものではない。</p> <p>利用料の徴収権限は、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務及び同法第2項に基づく保育の確保義務だけではなく、①保育の必要な子供など、保護者の自由意志に委ねていては、その子供に必要な保育が提供されないと考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき行う保育の利用の勧奨や支援、また勧奨・支援を行ってもなお契約による保育の利用が困難な場合に、市町村が同法第5項に基づき行う措置入所や②障害のある子供など、市町村の利用調整を経てもなお保育の利用が困難な子供に対し市町村が代行徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。</p> <p>O上記に加え、幼稚園を含む特定期、保育所及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がない。利用料の変更も市町村に帰属している。このような市町村と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。</p> <p>児童福祉施設である保育所等とは異なり、幼稚園等については、市町村は上記の責務を負っていないことから、徴収権限を認めることは困難である。（なお、幼稚園については、市町村の保育の確保義務の対象からも外れている。）</p>	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)			根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野				団体名	支障事例							
107	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園における障害児等支援にかかる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援について、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助、「一般財源措置」があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもも支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。	〇私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、「特別支援教育費補助金」による補助、「一般財源措置」があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもも支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。	補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	旭川市、仙台市、福島県、川越市、埼玉県、群馬県、新潟県、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	〇私は認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、「特別支援教育費補助金」による補助、「一般財源措置」があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもも支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。	特別な支援を必要とする子どもの受け入れについては、従前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(從前の障害児保育事業)により財政支援を講じていたところ、これらの対象となっていたないかたの子どもについても適切に支援を行うため、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)」を創設したという結果から、認定こども園の類型や子どもの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなっていることは承知している。		
174	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域少子化対策重点推進事業費交付金の申請手続き等の簡素化	地域少子化対策重点推進事業費交付金の申請手続き等の簡素化	地域少子化対策重点推進事業費交付金については、内閣府に申請を行い、その審査を経て交付決定を受けることとされている。また、審査においては外部有識者の意見を参考としている。また、審査においては外部有識者の意見を参考としている。また、審査においては外部有識者の意見を参考としている。	審査基準や審査手続期間の明文化により、審査途中での事業内容の変更や追加資料の作成などの事務経費につながるとともに、計画的な事業推進が可能となる。また、申請書類算定資料や見積書の提出要求による事業者との事前の協議等を通じて、より効率的な審査が実現される。	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱 第4条、第5条、同実施要領 3(4)	内閣府	三重県、宮崎県、広島県	鹿児島市、秋田県、福島県、群馬県、群馬県、浜松市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、岐阜県、大坂府、東京都、山口県、山形県、山梨県、富山県、佐賀県、熊本県	〇計画事業の内容等を含め、審査基準が不透明であり、審査期間の間に苦慮している。また、審査出や修訂等の手続等を記載したQ&Aを作成し、地方自治体に提示しているところである。	従来から有識者審査の手順等を記載したQ&Aを作成し、地方自治体に提示しているところであるが、今般、審査に関する具体的な手数料やコストの目安等を明記するなど、地方自治体の計画策定における透明性を充実させた。		
208	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法における支障事例(その他の)	年度当初時点で満2歳であり、年齢区分に達する児童を必要とする児童を必要とする子どものために、子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	＜現状＞ 幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定の必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づいて、施設を利用することができる。 〇認定を受けた場合は、認定区分に基づいて、幼稚園等と保育園等との併用が認められる。 幼稚園及び認定こども園の幼稚園部（以下「幼稚園等」といいます）は満3歳以上しか入れなくなる（1歳認定）ことになっているが、木造内の幼稚園等では、満3歳で認定前の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。	・満3歳児未満の子どもの教育ニーズに対し、適切な対応を行つてできる。 幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定の必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づいて、施設を利用することができる。 幼稚園及び認定こども園の幼稚園部（以下「幼稚園等」といいます）は満3歳以上しか入れなくなる（1歳認定）ことになっているが、木造内の幼稚園等では、満3歳で認定前の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。	子ども・子育て支援法第19条、学校教育法第26条	内閣府、文部科学省	高岡市	福島県、ひたちなか市、北九州市	〇満3歳になる前に私的契約で入浴をさせている市で把握することが困難であるため施設基準や施設認定基準が適用にあたっているのかの判断が難しくなり、施設交付金の算定の判断に迷う可能性がある。 〇第一次反対抗議にあたる2歳児を幼稚園で受け入れることにより、独立した事業主（夫・妻）家庭での児童負担の軽減が必要である。	子ども・子育て支援法に基づき支給認定・施設型給付は、幼稚園・保育所・認定こども園に入園する資格を有することを確認した上で、その利用に係る経費を支給するものであるため、幼稚園・保育所等のいずれかの施設にも入園できない保育を必要しない「2歳児」について、支給認定の対象としない旨を記載した上で、上級施設に対する支給を停止する一方で、幼稚園等が、幼稚園の教員・保育員に対する支給を実施するため、保育を必要しない2歳児児童やその保護者に対する支給を実施する。 一方で、幼稚園等が、幼稚園の教員・保育員に対する支給を実施するため、保育を必要しない2歳児児童やその保護者に対する支給を実施する。 一方で、幼稚園等が、幼稚園の教員・保育員に対する支給を実施するため、保育を必要しない2歳児児童やその保護者に対する支給を実施する。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料				
認定こども園における障がい児支援の仕組みについて、次回の新制度全体見直しで検討を行う意向を示していたいたしたこと、今回の本市提案の意旨を理解していただいたものと考える。しかししながら、各施設における事業の負担など現状の課題を解決するため、新制度の見直し時期を待つまでもなく、できるかぎり早期に制度見直しを図っていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		補助の統合等については、一次回答のとおり、新制度全体5年後の見直しを議論する際に、検討を行うこととするが、提案団体の意見を踏まえ、今年度中に私学助成(特別支援教育経費)・多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)における認定方法の明確化や、私学助成における認定時期についてなど、運用改善に関する通知を発出することとしている。	
審査基準についても明示していただきたい。	-	【群馬県】 Q&AIにおける審査基準の明示化や、採択事例の紹介、有識者審査の一部省略及び募集時期の弾力化など、提案事項に対する改善が図られている。 今後も、異なる採択事例の情報提供(特に、市町村規模での事業の概要を含む一覧表や、実際の実施計画書本体など)や、審査の簡素化・効率化及び基準の明確化を図られることをお願いしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		地方自治体における実施計画の策定を支援するため、審査基準については、Q & Aにより審査の観点やコストの目安等を明示しているほか、採択事例の公表、実施計画書の記載例の明示、有識者審査の包括承認等による効率化など、不断の見直しを行っているところである。 今後も、これら採択事例等の情報を順次追加していくとともに、説明会を開催し情報提供を行うなどして、本交付金による地方自治体の取組を更に支援していただきたい。	
本市では、現に、年度当初で2歳の子どもについて受入を行い、支給認定子どもに対するものと同じ教養の実施に努めているが、支給認定されない中・高齢の独自事業として行っている以上、例えば下記のようなケースについて、支給認定子どもと比較して法的な保証なく、満3歳に達しない児童の保育の実施に努めている。満3歳未満の子どもに対する申請は、申請者(親・祖父母等)の個人申請する。応諾義務(子ども子育て支援法第33条第1項)、幼稚園等選考が行われる場合に、満年前に達していないとの理由で不利益な扱いを受ける(同条第2項)。 ・児童の発達や家庭環境に応じて、設置者と市町村・児童相談所・児童福祉施設・教育機関との連携等により良質な教育・保育を提供されない(同条第4項) ・設置者が利用定員を減少した際に、必要な教育・保育の継続が行われない(同法第34条第5項) ・保育者の希望や養育状況に応じた市町村によるあせんを受けられない(同法第42条) 上記のような事例は、幼稚園と保護者との契約において基本的な水準を保障されていると考えられるが、自らが十分に希望を表明でき、不適当を受け入れても主張できない子どもに対しては、特に権利保護が必要である。本市は考えており、事故や問題事例が発生することがないよう、学校教育法第26条の年齢基準の引き下げを含め、制度面・財政面の両面から現行の1号認定児童に劣らないような制度設計を検討いただきたい。 また、利用の保証がされておらず支給認定児童であるために、正式な入所状態の把握がなされていない。このことから、園内施設のサービスを提供しようと努めていることを前提としたからも、場合によってはその内容に差が生じる恐れがあり、満3歳未達時から支給認定を受けて行われる幼児教育とは異なっている。これらの間の独自事業によりつなげて行っているサービスを受ける年度(当初満2歳児)満3歳未達時と全く同じで、内閣府の幼児教育が受けられるところでは、満3歳未達の児童が受けられる。これが、特徴的な制度である。特徴的な制度である。また、本市がこのような事業を行っている背景としては、満3歳の誕生日到来をもって、年度途中での入園を行うことすれば1年を通して各種行事等が成立しないことから、子どもの健やかな成長に支障がある」と考えられているためであり、現場の知恵・手法としてこれまで対応をしてきたものである。 「現に入所している保育が必要しない2歳児を支給認定対象とすることは、制度の立てつけ上困難との回答ではあるが、こうした規制の運用を行わなければならぬ点をよくご理解いただきたい。」 本提案は、年度途中に満3歳になる児童に幼児教育の提供ができるようになることで、子ども・保護者・行政の全てに利がある方法であり、住民福祉の向上に効果があると考えている。 また、地域子ども・子育て支援事業についてであるが、一時預かりあるいは緊急・一時的預かりへの対応、地域子育て支援拠点事業は、親子の交流の場づくりなど、本市においてもそれぞれの本来の目的に対し、適切に活用されているところである。これらの事業は、2歳児への子育て支援活動との位置づけとなる効果があることは理解できるが、継続した入園・教育を補完する事業とは市・事業者・保護者ともに認識しておらず、この事業の活用は本支障の解消につながるものではないと考えている。 このよろしくから、今回提案の背景となった地域・現場の実情に対応できるような制度設計をぜひご検討いただきたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○構造改革特区における特例の廃止から10年が経過し、子ども・子育て支援新制度の施行(施設型給付、支給認定、認定こども園など幼保を一元的に取扱う事業の制度化)や幼稚園を取り巻く環境(少子化・就労世代の増加による地域の幼稚園ニーズの低下)等が変化している中、改めて検討すべき事項として挙げられる。 ○「子育て安心プラン」において、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児を定期的に預かる仕組の創設等を行うこととされているが、提案の趣旨を踏まえて、幼児教育を希望する者も受け入れを可能とすべきではないか。 ・平成20年度概算要求において、「幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究」を新規事業として盛り込んでおり、まずは、この事業を通じて、2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児の幼稚園入園事業との円滑な接続等について調査研究を深めた上で、その結果を踏まえて、必要な措置について検討する。 なお、一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児の定期的な預かりは、待機児童対策として保育を必要とする子どもを対象とするとの前提で「子育て安心プラン」に盛り込まれたものであり、その他の子どもまで対象に含めることは問題である(保育の受け皿拡大)に向けた財源確保が喫緊の課題となっていることを御理解いただきたい。 ・構造改革特区に関しては、平成15年～18年に構造改革特別地域において実施された満3歳未満児の幼稚園入園事業において、評価委員会等の検証の結果、児童の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園児としての集団的教育ではなく、幼稚園児の人の・物の環境を適切に活用し、個別のかかわりを重視した形で2歳児を受入れることにより、全園展開を行うこととされたことから、子育て支援としての2歳児の受入れを幼稚園において実施してきたところ。				

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務処理に多大な労力を費やしており、施設にとっても大きな負担となっている。結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるような状況となっていない。</p> <p>「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたとあるが、この方法では教育・保育従事者及び常勤・非常勤の別に報告が必要となっている賃金改善実績報告書の作成に対応できず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実績報告書の簡素化が必要である。</p> <p>処遇改善等加算を行われる必要があることは理解できるが、公定価格総額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度を理解し自ら給付費を算定できる仕組みにすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。</p> <p>今後、事務負担の軽減について検討をしていくということだが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されるよう、十分考慮していただきたい。</p>	-	<p>【山形市】</p> <p>事務連絡、Q&A集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入つてから発出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のために、適用すべき年度の前年度に通知やQ&A等を発出し、理解につなげるべきである。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても言及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、通知が発出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない主たる要因がある場合は、平成27年2月3日事務連絡の有効性が見いだせるが、各種通知の発出が当該年度に入つてからなされている状況では、「自治体の事情により必要と認められる場合」とは考えられない。</p> <p>取扱いについての理解を深めるためには、Q&A集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に間に合うように発出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。</p> <p>【静岡県】</p> <p>処遇改善等加算に係る事例について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更がない場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。</p> <p>【山陽小野田市】</p> <p>回答にあるような簡素化をもってしても、多大な事務の負担削減には至っていない、保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>処遇改善等加算については、從来より通知やFAQで取扱いを示すとともに、平成29年度当初予算により措置した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした説明会の実施による費用や事業者からの賃金規程等の相談に応じる職員（社労使等）の雇上費、電子システムの改修に係る費用等の支援は自治体に対して行い、処遇改善等加算の円滑な実施を支援することとしている。</p> <p>なお、「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」と賃金改善実績報告書の作成における書きぶりとの対応については、対応を検討していただきたい。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料				
管外委託児童に係る請求及び支払い事務について、提案事項に対するご回答をいただきたい。 事務量が増大している原因は、自治体間での情報共有を前提とした仕組みでありながら、そのためのツールが整備されていないことだと考える。各施設・事業者においては、週及して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速やかに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しをいただきたい。 【山根小野田市】 「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。 また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きさに軽減にはならない。	-	【静岡県】 施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に確定し、週及して適用することが可能とされているものの、各施設・事業者においては、週及して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速やかに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しをいただきたい。 【山根小野田市】 「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。 また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きさに軽減にはならない。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			施設型給付は各市町村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな差異があり、入所調整等にあたっては、両市において引き続きその時期や調整方法等を十分に協議の上、ご対応いただきたい。
早期の申請スケジュール明示を徹底していくとともに、効率的な行政運営のため、申請等の様式を統一するなど、事務手続がより簡素化するように検討を進めていただきたい。	-	【逗子市】 ○安心子ども基金を活用する場合と比較し、補助金申請日程に合わせた申請準備、補助内示を受領するまで、事業着手ができないこと等、喫緊の課題である保育所等の待機児童対策を講じる上で、スピード感ある対応が行きづらい。については、国・県補助申請書の整合性を図る等、極力事務の省力化につき実施されたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		来年度以降の子ども・子育て支援交付金の交付要綱についても、事前に案をお示した上で、早期発出に努めていく。	
現行制度で対応可能であるのであれば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていざれか一方の監査にゆだねることができるることを明確にするよう通知の発出を求める。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、各府省からの回答が「都道府県・市町村の実情、意向に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていざれか一方の監査に委ねる（相手側の監査を経験して、自らの監査は省略する）ことができるることについて、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう十分な注意が必要であるが、実効性のあるメリハリをつけた監査となるよう周知する通知等を発出することを検討する。	
保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人募集、広告への記載の掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の派遣の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。 加えて、隣接する政令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の緩和等を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めています。（参考：平成27年度民間保育所等保育委託料は約1億5千万円） しかし、今回示した支障事例のように、年次途中に緊急的に保育士等が不在する場合、上記の手法で対応困難・非常勤で対応困難な場合はあります。本市の厳しい財政状況においては、保育士等の賃金を改めても保育士の勤務意欲を活かす手段とするよりも困難な状況であります。特例が認められず、保育士の勤務意欲を活かせない場合、児童の延滞や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけではなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。 なお、本市では、平成26年度より保育対策結合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の就業促進に努めてきた結果、各保育所において特例配当により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配当について、再度ご検討をお願いいたします。	-	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限られたるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全國一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最高なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	O 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないか。 ・特例を適用できる地域条件（例） ①現に適用できる地域条件 ②厚生省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ③保育の質の代替策（例） ④園長、教諭、主任保育士等の施設内部員が支援できる体制の確保 ⑤园长、教諭、主任保育員から保育士等による指導を受ける体制の確保 ⑥既存の保育補助金の配当額をもとに保育の質を確保 ○特例の適用期間についてには短期間をし、追加で入所できる児童を少数とする（例：年度当初満2歳児クラス（保育士3名・児童18名）に追加受け入れができるのは、年度後半の最大3か月（こどもまで）等）であれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくて良いのではないか。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の廃止調整されていましたが、平成28年度末の「待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなつた。 ○保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配当基準の緩和を求めるものであり、このようしたことから日々必要な保育士数は減少することはない、退職を迫ることはない旨が指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化するととの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を増加で受け入れるとから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないか。 提案団体によると、小規模保育事業や精神的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探していながら、地域区分が周辺市町村より近く、保育施設、社会福祉施設、ハローワーク等と連携し、保育を確保しておいても、十分な確保ができない実情があることのよう特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。	O 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準である。待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えており、対応は困難である。		

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答								
	区分	分野									支障事例									
											団体名	支障事例								
225	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特種教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行い届出を必要に応じて協議とするよう求めること。	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額になっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができる、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。	子ども・子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	箕面市	福島県、長野市、群馬市、北埼玉市、北九州市	○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が賛同する仕組が必要。○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更するには、届出に相談等があることから、その中に設置登録を伴うり、事業の運営人等に周知を出している。利用定員を増加する場合には、設置認可時と同様の手続きを踏んでおり、また、利用定員の変更は市町村の認可行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の要請強化を図らねばならない。○当市の子ども・子育て支援事業計画において、施設の定員を増加するに伴い、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。	子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを簡素化する仕組が必要。	○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を経済的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭、保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。	○本件提案に掲載されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行ことによって、その権限に基づき適切な対応を行っていたらしくこれが可能であると考えている。							
253	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定事務・権限の中核市への移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型認定こども園以外の認定事務・権限について、幼保連携型認定こども園の認可権限:知事、政令市、中核市に移譲する。	幼保連携型認定こども園の認可権限と併せて、幼保連携型認定こども園に係る事務について市で完結することができる事務と、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	旭川市、青森市、福島市、八王子市、横浜市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、大東市、沖縄県	○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なる。事業者によっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一括で扱ってしまうことになり、幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型認定こども園の認可等の権限を複数する事務の効率化につながる。○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限をもつての権限軽減や行政における事務の効率化につながる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市長会における検討を注視していく。								
255	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への申請が義務付けられるが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われることから都道府県において特段の判断を示す必要性がないと考える。また整備事業を多く実施しているため、対象施設が多く、比較して運営する都道府県の事業量が多くなっている。	特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への申請が義務付けられるが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われることから都道府県において特段の判断を示す必要性がないと考える。また整備事業を多く実施しているため、対象施設が多く、比較して運営する都道府県の事業量が大きくなっている。	○認定こども園の申請者と認定こども園の施設の運営者と異なるため、事業者は双方の意図と協議を行ったり、両方の書類の提出を要する場合がある。行政庁による認可申請の際には、提出する書類が複数ある場合がある。○認定こども園の申請者と認定こども園の施設の運営者と異なるため、事業者は双方の意図と協議を行ったり、両方の書類の提出を要する場合がある。行政庁による認可申請の際には、提出する書類が複数ある場合がある。○認定こども園の施設の運営者と認定こども園の施設の運営者と異なるため、事業者は双方の意図と協議を行ったり、両方の書類の提出を要する場合がある。行政庁による認可申請の際には、提出する書類が複数ある場合がある。	○認定こども園の施設の運営事業者が認可所型認定こども園の申請を行うことから、意見に異議がある。○認定こども園の施設の運営事業者が認可所型認定こども園の申請を行った際に、中核市における認可申請権限が認められていない場合に、認可申請権限をもつての権限軽減を行っていない場合においては、私的幼稚園への移行に関する指針が公表されていない。○認定こども園の施設の運営事業者が認可所型認定こども園の申請を行った際に、中核市における認可申請権限が認められていない場合に、中核市における認可申請権限が認められない場合に、認可申請権限をもつての権限軽減を行っていない場合においては、私的幼稚園への移行における指針が公表されていない。○認定こども園の施設の運営事業者が認可所型認定こども園の申請を行った際に、中核市における認可申請権限が認められていない場合に、中核市における認可申請権限が認められない場合に、認可申請権限をもつての権限軽減を行っていない場合においては、私的幼稚園への移行における指針が公表されていない。	○認定こども園の施設の運営事業者が認可所型認定こども園の申請を行うことから、意見に異議がある。○認定こども園の施設の運営事業者が認可所型認定こども園の申請を行った際に、中核市における認可申請権限が認められていない場合に、中核市における認可申請権限が認められない場合に、認可申請権限をもつての権限軽減を行っていない場合においては、私的幼稚園への移行における指針が公表されていない。○認定こども園の施設の運営事業者が認可所型認定こども園の申請を行った際に、中核市における認可申請権限が認められていない場合に、中核市における認可申請権限が認められない場合に、認可申請権限をもつての権限軽減を行っていない場合においては、私的幼稚園への移行における指針が公表されていない。	教育・保育施設については、広域利用もなされ、子ども・子育て支援法第3条に基づき、都道府県は広域自治体として市町村に対して調整や援助を行うこととなる。各都道府県は、認定こども園の申請者と認定こども園の施設の運営者と異なるため、事業者は双方の意図と協議を行ったり、両方の書類の提出を要する場合がある。行政庁による認可申請の際には、提出する書類が複数ある場合がある。												

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に問わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。 ついては、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であると考える。	-	【磐田市】 現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	<経論> ○利用定員の額の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への届出・制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではない。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都道府県への協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。	子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ、法施行後5年を目途に行なう法見直しの中でも、1期目の計画期間の実態について検証を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行う。 なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。
早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。	○文部科学省より、「幼稚園団体からの要請の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。	・引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園(団体)側には、児童教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。
○都道府県として、「量の見込み」等を広域的に把握する必要性はあると考えるが、個々の面ごとの利用定員の変更の是非については、市町村の判断を尊重すべきで、都道府県が判断する必要性に乏しく、協議ではなく届出でよいと考える。 ○市町村計画に基づく教育・保育施設の認可・認定を行っており、これを大きく逸脱した定員変更がなされるケースは考えにくい。 ○認可・認定は所在地の市町村が事業者を募り、市町村計画や必要性を副申し都道府県が審査している現状であり、都道府県が主導的に計画に基づき施設整備しているものではありません。 ○これらは現状に鑑みれば、特定教育・保育施設の利用定員の変更について都道府県への協議の義務付けは必要なく、届出に変更していただきたい。	-	【船橋市】 ○都道府県子ども・子育て支援事業計画で定められている一定区域のほとんどは、区市町村単位であり、量の見込みと確保方策についても、市町村が定めた同区市町村計画の積み上げであり、利用定員の減少とともに協議が必要である。 ○市町村計画に基づく教育・保育施設の認可・認定を行っており、これを大きく逸脱した定員変更がなされるケースは考えにくい。 ○認可・認定は所在地の市町村が事業者を募り、市町村計画や必要性を副申し都道府県が審査している現状であり、都道府県が主導的に計画に基づき施設整備しているものではありません。 ○以上の点から、都道府県として計画との整合を図る観点から、状況の把握は必要ですが、計画策定期及び、認可・認定時に別途協議を行っているため、利用定員の設定・変更の協議は届出として支障ないと考えます。	-	【全国知事会】 ○利用定員の額の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への届出・制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではない。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都道府県への協議」がどのように行われるべきか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。	<経論> ○利用定員の額の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への届出・制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではない。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都道府県への協議」がどのように行われるべきか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。	各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要(量の見込み)と供給(確保方策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。 また、教育・保育施設等に対しては、公費が投入されていることから、その定員の変更についても、市町村だけでなく広域自治体である都道府県においても、過度な定員の増加を防ぐなど地域のバランスを保つための措置措置が必要である。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分	分野									支障事例											
											団体名	支障事例										
257	□ 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るために、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を図るために、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年1月29日生省令第63号)第33条第2項に定められていましたが、都道府県が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められたものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を図るために、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年1月29日生省令第63号)第33条第2項に定められていましたが、都道府県が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められたものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	第95条、第96条が定める「園全体として配慮しなければならない職員として、大阪府が育成を後押ししている「保育支援員」を位置づけることにより、要件彈力化の効果が発揮されて児童の受け入れが図られ、いよいよ待機児童の解消につながる。なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」「保育士の処遇改善」の見える化)に取り組むこととする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条認定こども園法	内閣府、厚生労働省 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、新宮町	○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。 ○保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最も柔軟の基準を定めるものである。 ○よって、配置基準上必要な保育士を保育補助者である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。												
258	□ 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数10人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する	・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために開設する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために開設する法律の一部の施行に伴う厚生労働省附則第4条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために開設する法律の一部の施行に伴う厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)	内閣府、厚生労働省 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、守美町	○面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保育室を解消することが必要である。 国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。 特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。 その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準ではなく標準」とし、合理的な方法がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の実績を定めることとする考え方である。 従って、土地の価格が高いが障害などによって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措定することは不適切である。 なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めさせていただきます。												
259	□ 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が設置に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することができ難いため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の条件が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する。	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、大村市	○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。 ○現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。 既存建築物を保育所に用途変更しやすくすること等を目的に、採光に係る技術基準の合理化を図るため。 ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化 ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入 ③一体利用される複数居室の有效採光面積の計算方法の彈力化を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。												

各府省からの第1次回答を踏ました提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏ました追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
現行法令では、保育士が子どもと向き合う各時間帯における職員配置（第97条）では、基準上必要な人員の2／3の保育士を配置すれば、残り1／3は「知事が認める者」も配置が可能。しかし、園全体における職員配置（第96条）では、基準上必要な人員の1／3に「知事が認める者」が認められない。【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	-	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、更に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は斟酌すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 1次回答のとおりであるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭等に必要とすることができる旨規定している。 また、同基準第96条は保育所認可の際に必要となる保育士の数を超える保育士配置かなければならぬ場合に、同基準第32条第2項に規定する保育士の数の算定に当たり、当該超過分については都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めた者を保育士とみなすことができる旨を規定している。 ○ なお、保育士が実施すべき業務を「保育支援員」に代替させることとするとの提案であるとすれば、保育の質の確保の観点から対応は困難。貴自治体の「保育支援員」はわずか27時間の研修時間と聞いており、1000時間の履修時間を必要とする保育士と比較して保育の質が低下することは明らかであると考えている。	各府省からの第2次回答
大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、吹田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える郊外の22市町においても待機児童が発生しており、待機児童の削減は都市部だけの課題ではない。また、土地の価格が周辺と比較して高く保育所用地の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と同様の合理的な理由があると考えている。 現状の特例対象は「①前々々年4月1日現在まで待機児童100人以上②前々年1月1日現在まで住宅地公示価格の平均額が3大都市圏の平均を越える」とされているが、3大都市圏の住宅地公示価格の平均額をメルカートとすると東京圏の住宅地公示価格の影響を受け平均額が高くなり、対象となる市町村が増加する傾向があり、整備を進めることで削減が進んでいる。また、大阪府では「幼児保育型認定」と「園の移行が進んでおり（保育所91）に対し、幼保連携型認定なども図43）、幼保連携型認定こども園も対象とななければ移行の対象となる可能性があるため対象としていただきたい。 また、貴府・省回答にある小規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各自治体が苦慮している。 なお、面積基準の緩和を実施している大阪市では、これによってなんらかの不都合が生じているとの報告は受けていない。	-	-	-	【全国知事会】 保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができるくなっている。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、更に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は斟酌すべきである。 「児童が心身とともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とするよりもはるかに柔軟性がある。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。 ○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めしていくべきものと考えている。 ○ 特に、待機児童数、地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受けける保育の質を切り下げてまで優先すべき対応は考えにくいくらい。 ○ 本提案は、市町村における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保などの長期的なコストを伴うもので、市町村でも深刻な問題であります。地方都市小規模保育事業の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。 ○ 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではない。 ○ 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。 このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。 ○ 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市町村しか制度を活用できない。待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっています。効果が極めて限定的となってしまう。大阪府内のようく活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。 また、市町村の規模によらず待機児童数100人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。 ○ 例えば、現行の待機児童要件を「待機児童が発生している地域」、地域要件を約7万円下げることで、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針（平成28年4月7日雇児発0407第2号）」の大都市圏の対象となる大半の市町村で活用できようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。 ○ 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいいえ、待機児童を解消するためにには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。	児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。
現在発生している待機児童解消のため、早期の改正をお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野										
290	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。	子ども・子育て支援法第19条第9項による規定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、市町村の事務負担が軽減される。また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中に自らの申請によらない支給認定変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。	子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項	内閣府	和歌山県、ひたちなか市、練馬区、船橋市、川崎市、茅ヶ崎市、市、からぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、滋賀県、大津市、守山市、宇美町	福島県、ひたちなか市、練馬区、船橋市、川崎市、茅ヶ崎市、市、からぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、滋賀県、大津市、守山市、宇美町	○認定区分の変更、保育料標準時間・料金の変更など、支給認定に関する変更事務が多く、そのために保育料の手帳及び受け取れる通知書を多いもの混乱するとのご意見を頂く。また、職員の事務も煩雑になってしまっており、待遇の変更の届出義務化と併行したので、3号認定の簡素化も希望する。 ○本件においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改められたい。 なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも毎回に集約できれば、事務の漏れも少なくなり負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることの負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。 (参考)平成28年度の職権による変更認定件数 ○和歌山市…約1,300件 ○御坊市…117件 ○岩出市…247件 ○かつらぎ町…75件	現行制度下においても、2号認定・3号認定それぞれの有効期間を明示することで、まとめて認定することが可能となっており、これを適用することによって事務負担の軽減は可能である。	
296	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援拠点事業」及び地域子育て支援拠点事業の重複解消	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設と認定を受けている保育所・幼稚園において、子育て支援拠点事業の運営が認定こども園に移行した際、自治体向けFAQによれば移行前に「地域子育て支援拠点事業」を受託していた「地域子育て支援拠点事業」をやめることなく「子育て支援事業」を一体的に実施するため利便性の向上に意図がある。また、本件の地域子育て支援拠点事業においては、保護者から引き継ぎ当該事業の利用を希望する場合は、最大で当該年度の末日(3月31日)まで利用できることとしている。仮に、第3号から第2号への変更認定が実現されると、年間で3歳未満の児童が一律に当該年度まで利用できるようになる。 認定こども園に於ける「子育て支援拠点事業」と「地域子育て支援拠点事業」を統合する方針について、現行制度では認定こども園の学年を基礎として、年度途中で支給認定の変更が実現されると、保護者から引き継ぎが困難となる。そこで、認定こども園の運営をより柔軟に実施するため、認定こども園の運営をより柔軟に実施することにより、地域の子育て支援を効率的に行なうことができる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子育て支援に関する教育、保育のための指針等の改定に関する法律の推進に関する法律の第20条第2項第8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市、宮崎市	○本件においては、幼児連携認定こども園に対し、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。	
18	B 地方に対する規制緩和	その他	国民健康保険事業における申込・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入するこれが定められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が見え込まれる。そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外はマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求められる。	支障事例 マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請等にマイナンバーの記入が義務付けられたが、制度の説明および記入に際し必要な本人確認そのため、制度導入前に比べ受けにかかる時間が1件あたり1分程度増加し、受け事務が煩雑化とともに、市民の待ち時間が増え窓口が混雑するようになった。 そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外はマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求められる。	窓口事務の簡素化による事務負担の軽減。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	今治市	○被保険者証及び高齢受給者証の再交付申請書に個人番号の記入欄があるが、再交付に当たっては、他の団体との情報連携は不要であるため、個人番号を記入する必要はない。 ○国保加入時に届け出た個人番号は原則で市町村(申請時)と個人別番号(個人番号を記入しているため、加入時以降の国保連絡登録書(申請時)と個人別番号)の2種類あるが、資格料の支払保険料の請求・給付・収納においては、被保険者証番号と個人別番号を同じくして統一的な電子システムで管理を行っている。資格取得時にマイナンバーを取得した後は、申請時に本人確認を行なうことにより、不正受給等を防ぐことを可能とする。 ○現行の申請書のマイナンバー記入について、窓口での説明時間がかかり、結果として現場の効率化に結びつかない。 ○マイナンバー記入申請書については、市町村が運営する窓口で申請する場合、申請手續が複数あるため、窓口での効率化が難しくなる。 ○マイナンバーの記入が義務付けられることにより、市町村が運営する窓口で申請する場合、申請手續が複数あるため、窓口での効率化が難しくなる。 ○認定主体の方の窓口での支障事例が生じておる。提案内容と同様の措置を求めるものである。	まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認する必要があります。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
回答の内容では事務負担は軽減されない。3号及び2号をまとめて申請・認定する運用が可能とされているが、その場合、3号及び2号の両認定を二重管理する必要があり、システムが複数あるため、対応が困難。また、システム上、二重管理ができるとしても、認定事由の変更など保護者からの申請による変更手続きが頻繁にあるため、その都度、両認定を変更することとなり、事務はむしろ複雑化し、コストが生じる要因となる。また、現状で、保護者に対しては、認定区分の変更と利用者負担額等の変更とは時期が異なることについて文書等により説明しているが、そもそも保護者にとって認定区分の違いは重要ではないため理解いただけないことが多い中、3号及び2号をまとめて申請・認定するとなれば、更にその趣旨を説明する必要が生じる市町村にとって負担軽減とはならない。本提案については、事務の実施状況が市町村ごとに異なることを考慮し、市町村ごとに支給認定の基準日を設定するか否かを選択できる規定とした場合でも、例えば他市町村への転居があった場合に、転出元と転入先で認定区分が異なったとしても、転入手続きなど市町村の事務実施に支障はない。また、認定区分の変更の時点を、例えば4月1日に設定したとしても、児童手当や母子保健制度への影響は特にないものと考えられる。	-	【選子市】 事務の省力化と利用保護者の理解しやすい制度として、再度改正を希望する。現行制度は、年度途中に保護資料の見直しが加わったこと併せて、利用保護者に非常に分かりにくく。 【山鹿小野田市】 システム上は原則どおり満の歳に達する都度に支給認定の変更を行う仕様になつており、2号・3号をまとめて認定するためにはシステム改修が必要となる。 国からの通知が「まとめて認定することが可能」では全国的な決定事項とはみなされず、本市の独自改修扱いとなり、システム改修費がかかることになる。 事務量・効果等を考慮すると運営費の算定基準日である4月1日を基準日とし、全国的に取り扱いを統一すべきと考える。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	O2号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期に区分の廃止を検討すべきである。	提案の趣旨を踏まえ、3号認定から2号認定への職権による変更に伴う認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の事務処理方法について検討し、必要な措置を講じてまいりたい。
認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に發揮していくために補完していくよう、それぞれの役割・効果等を早急に通知等で明確化していただきたい。 また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、「園として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中で記載されている文章が、園としての事実上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような「委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されたい」などの文言に見直していただきたい。 なお、拠点事業の委託については、「その地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか」という視点をもって判断したいと考えている。	有	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		提案団体からの意見を踏まえ、FAQの修正を含め、適切に対応してまいりたい。
申請者及び窓口業務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーの記載を選択的記載事項とし、マイナンバーを記載した場合は他の記載事項を一部省略できるようにするなど、可能な限りマイナンバーの記載が必要な届書及び申請書を減らせるよう見直しをお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		番号法別表第1に規定する事務については、マイナンバーの利用が原則であり、それに伴う手続については、マイナンバーの提示を受けることが原則である。 ただし、今回の提案のような被保険者証の再交付など、付随的な手続きにおいて、マイナンバーと当該事務の個人情報との紐づけが確実に行われ、かつ本人確認が十分なされているなど、マイナンバー法の趣旨を損なわない範囲で、従来の記号番号とマイナンバーとを選択記載とするという取扱いの簡素化は検討しうると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるなど、 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたい旨の発言の発言があったところである。 ○ については、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。</p>	厚生労働省と連携して、必要な対応を検討して参りたい。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									支障事例			
											団体名	支障事例		
20	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による予防接種の実施における情報連携により対応する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携による事務について別表第2の表記載されている。	予防接種法施行令では、B種疾患の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の予防接種の実施のためには、身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考える。政令に記載されている資格要素を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。	・適切な資格要素の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及び蔓延の防止につながる。	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の土条件令に定める事務及び情報を定める命令第12条の2	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市		・身体障害者手帳の提示を義務化している方にについてB種疾患の予防接種の対象者としており、予防接種の際には身体障害者手帳の持参を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、身体障害者手帳の交付に関する情報を情報連携により照会する事務としている。・現在、当市においては、当農内の3市町において、計123人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。	まず、厚生労働省において、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における障害者間の情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<input type="radio"/> 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めてきたいとの趣旨の発言があったところである。 <input type="radio"/> ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働者の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	厚生労働省と連携して、必要な対応を検討して参りたい。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分	分野									支障事例											
											団体名	支障事例										
53	□ 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子健保法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を市町村民税所得割額に改めることを求める。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第21号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第20号)第20条第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発令第0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、富山市、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、神戸市、福岡市、北九州市、大牟田市、舞鶴市、熊本市、鹿児島市	○当該体では教育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 ○当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税額に関する情報は特定個人情報を保護する情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。									
54	□ 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第21号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発令第0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同様。	厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。									
55	□ 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)マイナンバー制度における地方税関係情報報告を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上ででの情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二三十条第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第21号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の第16条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担について(平成11年4月30日厚生省令第86号厚生省令第86号厚生省令第86号) ・障害児入所給付金等の国庫負担金及び障害児入所施設費等の国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省令第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	-	まず、厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。									
56	□ 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十九条の六によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報報告を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上ででの情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二三十条第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十九条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第21号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の第16条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担について(平成19年12月18日厚生労働省令第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秋父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	まず、厚生労働省において、児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要があり、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。										

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○ については、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行つていただきたい。	厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとなれば、当該情報を連携できるよう対応して参りたい。
児童福祉法第二十条により養育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行つていただきたい。	厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとなれば、当該情報を連携できるよう対応して参りたい。
児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されないとの検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が付帯されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも必要であります、しかし、經濟的な負担を求めるよりも担保措置なりかどり思料ではないとの指摘がなされた。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における經濟的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。
児童福祉法第二十二条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されないとの検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が付帯されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも必要であります、しかし、經濟的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないかとの指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における經濟的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
身体障害者福祉法第三十八条第一項及び初の障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割に 대해서は、 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されないとの検討結果が示された。 ○ また、構成員から、費用徴収権の認定事務にはそもそも、情報連携で質問検査権が必要ではないか、また、地方税関係情報の情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はない、経済的な負担を求める形であり得るのではないかとの指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けること、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係官署等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省においては、患者者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と担保措置を設けることによる各法律に基づく強制権限に係る費用徴収事務と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	厚生労働省において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。
老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割に 대해서は、 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されないとの検討結果が示された。 ○ また、老人福祉法は既に質問検査権が設置されており、担保措置の罰則により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところから、地方税関係情報との情報連携による負担軽減を図ることとしている。しかし、もともと罰則であると要望なく、経済的な負担を求めるよりも担保措置になり難いと思われる。 ○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係官署等との調整を進めいただきたい。 ○ 総務省においては、老人福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、老人福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	厚生労働省において、老人福祉法による福祉の措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。
情報連携で同一保険世帯の医療情報取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。 収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者により経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金についてその実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める。との建言の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理な扱いをされることとなってしまう、という懸念があるとの建言の発言があったところである。 ○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ また、並行して、内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の審議会令の改正にて調整を進めていただきたい。 ○ さらに、内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能にする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 また、並行して、内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の審議会令の改正にて調整を進めていただきたい。 併に、全ての年金について情報連携を可能とすることはできない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	支給認定基準世帯員全員の保険加入情報については、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。 障害年金関係情報については、情報提供側において、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことが可能と判断されるのであれば、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。
提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていただきとの建言の発言があったところである。 ○ 今後、内閣府（防災担当）において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めて参りたい。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分	分野																				
108	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化』に付随する選択可能な調査方法、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定期を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査結果の相互通用を可能とするなど、調査の対応について複数の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では免災以降、半端に至らないところであるが、損害程度別の具体的な事例写真やイメージ図などを照合資料が少ないので、2次調査の申請（住家121件）が多く出され、調査期間の長期化を招くことになった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたって被害を受けているケースがあり、修復に多くの費用を要するもの、公的な被災者支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されるところである。 一方で、被害認定と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被災を受けている場合、被害認定の幅が非常に大きくなる傾向がある。そこで、被害認定の幅に合わせて、現地調査のイマジニアリングによる被災認定基準運用指針に明記することを検討している。	1.「調査手続の簡素化」 「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被災住家等の調査を行った。 当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、半端に至らない（一部損壊）と認定された住家は、2,316件（94.6%）と大半を占めている。 半端に至らないところであるが、損害程度別の具体的な事例写真やイメージ図などを照合資料が少ないので、2次調査の申請（住家121件）が多く出され、調査期間の長期化を招くことになった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多くの費用を要するもの、公的な被災者支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されるところである。 一方で、被害認定と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被災を受けている場合、被害認定の幅が非常に大きくなる傾向がある。そこで、被害認定の幅に合わせて、現地調査のイマジニアリングによる被災認定基準運用指針に明記することを検討している。	「災害の被害認定基準」 「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針(平成25年6月内閣府へ<防災担当>)」	内閣府、金融厅、財務省 由布市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九里町、玖珠町、姫島村 常認市、ひたちなか市、上越市、奄美市、大坂町、八代市、鹿児島市 本部では、被災者生活再建支援システムを導入し被災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から被災までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと想われる。 ○南海トラフ巨大地震のような市内市域において複数の建物被災が発生する災害時には、本市においても調査員の審しの不足が予想され、より調査手続の簡素化等による業務の効率化が必要である。	「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、被害認定の業務を行う市町村が、迅速かつ正確に調査・判定を行えるよう、参考までに、それらの手法を定め、国が助言・支援しているもの。 ・当該運用指針による調査・判定方法については、これまで被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡易な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行ってす。													
166	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)契約手続等の簡素化	【提案の経緯】 大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)契約及び生活必需品の支給について、現物給付原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。 【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。 【支障事例】 現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。 また、生活必需品の支給についても、引換券等の券面が可能とされ、やりとりが2箇間になることにより連絡調整が煩雑化されるとともに、被災者自ら赴いて必要な物品を取扱ることにより配達トラブルが発生され、被災者にとって必要な物品を早く支給することができる。 【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。 【支障事例】 現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。 また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の券面が可能とされ、やりとりが2箇間になることにより連絡調整が煩雑化されるとともに、被災者自ら赴いて必要な物品を取扱うことにより配達トラブルが発生され、被災者にとって必要な物品を早く支給することができる。	平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が、8,099戸であり、この数は、被災者の住戸供戸数の総数9,376戸の約89%の住戸は全体の2.5%になっていた。 一方で、被災認定基準運用指針においては、民間賃貸住宅借上(みなし)契約と同様に、被災者と被災業者との間で現物給付が可能となるほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。 また、被災認定基準運用指針においては、現物給付の原則と現物支給の原則と併用することで、現物給付の原則を適用する場合においては、現物支給の原則が適用となること、また、民間保険会社のならず建物会や土地家賃調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。	平成27年の提案事例における現物給付の原則	内閣府 熊本市 北海道、仙台市、ひたちなか市、鹿児島市、多治見市、奄美市、北九州市、田川市、熊本県	○本県においても、次のとおり支障事例がある。現在の制度では、金銭支給が認められておらず、借上型仮設住宅につけている。貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するといつても手続を大幅に簡素化できることで、被災者への迅速な支援につながる。 また、生活必需品の支給についても、引換券等の券面が可能とされ、やりとりが2箇間になることにより連絡調整が煩雑化されるとともに、被災者自ら赴いて必要な物品を取扱ることにより配達トラブルが発生され、被災者にとって必要な物品を早く支給することができる。 ○提案の効果で示してあるとおり、現物支給の例外が認められることで被災者への支援が迅速に行われるもので、制度の改正を望む。 ○大規模災害時の混乱状況を考えると、引換券により対応を行うことが被災者支援・事務軽減につながるものと考えられる。 ○有識者会議においても、現物給付については「事務負担が大きい」者の課題と被災者との繋がりが強く、現物給付等の効率化を図ることで、現物給付が原則となっている。しかしながら、災害時に迅速、的確な救援を行うためには、金銭給付等も選択可能であるよう検討する必要がある。	・現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時に被災者自身が現物を購入する場合が多いが、生活必需品が不足し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物質的購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給付すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らないではないよう社会的混亂がある場合は考慮されている。 ・被災認定基準運用指針においては、「現物」によって現物給付を行うこととしている。これは、災害時に現物を購入する場合が多いが、生活必需品が不足し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物質的購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給付すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らないではないよう社会的混亂がある場合は考慮されている。 ・被災認定基準運用指針においては、「現物」によって現物給付を行うこととしている。これは、災害時に現物を購入する場合が多いが、生活必需品が不足し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物質的購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給付すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らないではないよう社会的混亂がある場合は考慮されている。 ・被災認定基準運用指針においては、「現物」によって現物給付を行うこととしている。これは、災害時に現物を購入する場合が多いが、生活必需品が不足し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物質的購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給付すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らないではないよう社会的混亂がある場合は考慮されている。													
299	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金の貸付け手続を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害援護資金は、災害用慰金の支給手続に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けの運営事務費に見合ふものとして貸付利率(年3%)を被災者より微収しているところ。 この貸付利率(年3%)について、は法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。	岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付けを受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にどまっている状況にある。 岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付けを受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にどまっている状況にある。	災害により被災を受けた被災者に対して、地域の実情に応じた貸付利率により災害援護資金貸付金の貸付を行うことが可能となり、被災者の生活の立て直しに資する。	災害用慰金の支給等に関する法律第10条	内閣府 岩泉町 北海道、岩手県、鹿児島県、山口県、沖縄県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌県	○本市においても平成12年の東海豪雨の際に同様の状況で貸付制度が活用されなかった。	・災害援護資金の貸付けについては、「災害用慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ・また、災害援護資金の貸付け利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間超過後はその利率を延滞の場合は除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。 ・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を進めてまいりたい。												

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>大規模な自然災害が発生した場合、自治体を超えた広範囲にわたる重大な被害が想定されることから、被害認定業務においては、標準的手順に基づき、一定の統一された調査が行われる。地方自治体あるいは地方自治体間で混乱が生じないよう、迅速な調査と早期の罹災証明書の交付につなげることが肝要だとされる。</p> <p>「①調査手続きの簡素化」の提案における自治体間の調査手法、判定の差異の解消のほか、罹災証明書の受け取時の初期段階において、「写真による被害の確認による簡易判断等、罹災証明書の早期交付につながる選択可能な具体的手順が分かるよう、「災害に対する調査と罹災証明書の交付、取得に直結することが見込まれる。</p> <p>具体的には部位、被害程度ごとに用意された多くの事例写真等との照合確認による簡易判断等、罹災証明書の早期交付につながる選択可能な具体的手順が分かるよう、「災害に対する調査と罹災証明書の交付、取得に直結することが見込まれる。</p> <p>また、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求めること。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。</p>	-	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化について見直しの検討を進めたとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府（防災担当）において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かること、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。</p> <p>○ 内閣府（防災担当）において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府（防災担当）が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府（防災担当）においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、金融庁及び財務省の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。</p>	<p>1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府（防災担当）が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。</p> <p>2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等について、当該検討の場において結果が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。</p> <p>3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行ための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査の「ウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めるこを検討している。</p> <p>4. さらに、住家の被害の程度が半壊に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込むことにより、地方公共団体に対して周知してまいりたい。</p>	
<p>・ 現行の災害救助法における「現物給付の原則」は理解している。そのうえで、今回の提案は、被災者に迅速かつ適切な救助を行うための手段に柔軟性を求めるものである。</p> <p>・ 有識者会議では、現金給付の課題として「他用途への使用の懸念」があげられているが、今回の提案事項は、引換券の配付であり、現金給付は行わないため、他用途に使用されることはないと、また、自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要性」については、被災者の状況は、基本的に被災者からの申請及び罹災証明書の判定に基づいて行われているため、別途把握する必要はない。</p> <p>・ また、御質問の通り本件の実際は、被災者が負担がかかり大きかったために、多くの申請があったこと、通常よりも再配付といった配達トラブルが多発したことによる課題が、被災地の現状に対応できていないためであると思料する。限られた人員で適切な時期に支給するために、引換券を利用した支給手段の効率化が必要である。</p> <p>・ 借上型応急仮設住宅の供与については、東日本大震災発生時から、繰り返し被災自治体の多くが負担となっている事実を考慮して、前向きに御検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	-		<p>・ 現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、確実に物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が不足し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常社会的な秩序の保全を図らなければならぬような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的考え方としている。</p> <p>・ 現物給付問題については、有識者会議である「被災者に対する国の支援の在り方に關する検討会」「後付けされ、その中附りまとめて(平成26年8月)においても、現物給付については「被災者との繋がりが続く」と等の利点が、現金給付については「他用途への懸念」、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要がある」等の課題と、「被災自治体職員の業務軽減」等の利点があると考えてある。</p> <p>・ 災害救助法に基づく生活必需品の給与については、災害による被災者被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものであり、住まいに被災者を受けても被災等に被害を受けていない場合は実施の必要はないとしている。御提案の生活必需品の引換券については、第三者へ譲渡してしまう可能性の問題、量販店まで自分で取りに行かない要配慮者への対応等の課題があり、現行制度を維持することが適当と考えている。</p> <p>・ 借上型応急仮設住宅の供与において、契約事務等の手続が煩雑との御指摘があることは承知しているが、熊本地震においては、被災者自ら物件を探し地方自治体へ応急仮設住宅として申請する方法や、国等の職員の派遣などの工夫により、現物給付の課題の改善に、一定の成果を挙げたものと考えている。</p> <p>・ しかしながら、提案団体の意向も踏まえ、借上型応急仮設住宅の契約手続については、契約書の様式などを関係団体に対して周知するといった所要の措置を講じてまいりたい。</p>	
<p>災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう、引き続きご検討いただきたいたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 災害援護資金の貸付利率については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に責任者を、又は条例による補正を許容るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、見直しに当たっては、団体間による利率の差異等について、合理的な説明が行えるよう必要な措置を講じるとともに、既貸付団体に混乱が生じないような措置も併せて講じられたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。</p>	-	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）からは、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げに向けた検討を進めていく趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ 今後、災害援護金の支給等に関する法律の改正に向けて、内閣法制局と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>・ 災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和40年9月18日法律第82号）に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となる貸付けを行っているところである。</p> <p>・ また、災害援護資金の貸付け利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子貸しとし、措置期間経過後はその利率を基準の場合は除き3パーセントとする」とされているところであります。利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。</p> <p>・ しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を引き続き進めてまいりたい。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料				
○平成30年度地方創生推進交付金については、新規申請・変更申請とともに平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付けるとの事業連絡が通知されている。これにより年度当初からの事業着手が可能となることから、実現を強く希望する。 ○回答に「事業連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい」とあるが、地方創生推進交付金第2回申請（平成29年7月7日付け事務連絡、8月31日実施計画提出期限）については、募集があること自治体はしていなかったものの、前年度の推進交付金第2回申請（平成28年7月6日付け事務連絡、9月30日実施計画提出期限）と比較すると、事務連絡による通知が同時にあったにも関わらず、実施計画の提出期限が1ヶ月前後かかるところである。また、実施計画の提出期限が1ヶ月前後かかるところであるにも関わらず、申請事務に支障が生じている。引き続き、地方公共団体の負担が増加するとのことで、申請事務が遅延するリスクが無いで、短い期限での募集が行われており、地方公共団体の早期通知を強く希望する。 ○地方創生推進交付金（拠点整備）第3回の募集（平成29年7月18日付け通知、8月31日提出期限）については、全く募集があること自体想定していなかった。 ○また、継続事業に係る変更申請事務の運用については、多くの自治体が事務負担を感じており、強制化による負担軽減を強く希望する。	一	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようとしていただきたい。 【広島県】 来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。 ・地方公共団体の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 【福岡県】 平成29年度第2回推進交付金の内示が10月中旬に、次回申請用として平成30年度分の実施計画様式等を示していただきたい。 ○また、継続事業に係る変更申請事務の運用については、多くの自治体が事務負担を感じており、強制化による負担軽減を強く希望する。	一	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・第1次回答のとおり、新規事業について、また、継続事業については実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける旨事務連絡でお知らせしているところ。引き続き自治体が利用しやすい制度となるよう、引き続き運用の改善を検討してまいりたい。 ・地方公共団体の負担軽減の観点から、変更申請に係る実施計画書について、現行は変更の有無にかかわらず全ての項目への記載をお願いしているところではあるが、変更点のみ記載するよう運用の変更を検討しているところ。	
提案趣旨に沿った対応を検討していただきたい。確実に実行していただけるようお願いしたい。 また、30年度以降のプロフェッショナル人材戦略拠点事業については、継続事業として取り扱い、4月1日付の交付決定をお願いしたい。	一	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようとしていただきたい。 【福岡県】 平成29年度第2回推進交付金の内示が10月中旬に、次回申請用として平成30年度分の実施計画様式等を示していただきたい。	一	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・平成30年度地方創生推進交付金については、実施計画の変更の有無にかかわらず、年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。	
○現状では、交付決定後でなければ、事業着手が認められないことから、申請の受付時期を見あらなければ支障事例の解消に悩むながら、申請から交付決定までの一連の手続を具体的に見めるところを明確に回答されたい。 ○既定・交付決定日より前に事業着手することについて、地方創生推進交付金交付要綱第5条の2の規定において、「あらかじめ大臣の承認を受けて事業着手できる」とされていることから、承認基準を示すなど、当該承認制度を積極的に適用し、財政面で地方の負担が増加しないよう改めて検討願いたい。	一 地方創生推進交付金交付要綱編	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようとしていただきたい。 【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めています。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヵ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるようされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。 【広島県】 ・地方公共団体の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。	一	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・第1次回答のとおり、実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける旨事務連絡でお知らせしているところ。引き続き自治体が利用しやすい制度となるよう、要望を踏まえた運用の改善を検討してまいりたい。 ・地方創生推進交付金を活用して実施する事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金等適正化法」という。）に基づいて適切に執行される必要があり、原則として地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定日以降より事業着手することとなっている。 ・地方創生推進交付金交付要綱第2条の2についても、補助金等適正化法に基づいて運用していくこととなっており、災害復旧工事等、緊急を要する事業で公益上にやむを得ないと認められる場合に適用することを想定しているところ。 ・軽微な変更については、その実態も含めて今後検討してまいりたい。また、変更手続きに係る自治体負担軽減の観点から、変更申請に係る実施計画書について、現行は変更の有無にかかわらず全ての項目への記載をお願いしているところではあるが、変更点のみ記載するよう運用の変更を検討しているところ。	
プロフェッショナル人材の活用については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、地方創生推進を図る施策として位置付けられている。 また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」で、プロフェッショナル人材戦略拠点等の国におけるKPIを「2020年までに相談件数5万件」と設定している。 本事業の継続的な執行は支障を生じさせないよう、早期に交付決定を行うとともに、計画的な執行が可能となるよう、切れ目のない中・長期的なスケジュールを明示していただきたい。	一	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようとしていただきたい。 【福岡県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。	一	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		・第1次回答のとおり、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・申請を検討している自治体が利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡についても、引き続き早期の着手に努めてまいりたい。 ・今後とも、熱意をもって地方創生に取り組む地方公共団体の継続的かつ主体的な取組を支援するため、必要な財源の確保に努めてまいりたい。	

各府省からの第1次回答を踏ました提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏ました追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
見解なし	-	<p>【群馬県】 平成20年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようとしていただきたい。</p> <p>【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めいただきたい。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヶ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるようされたが、事業上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 継続事業者の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂たい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		
○同時期の申請受付理由と、短期間での照会に対応するための配慮については承知しました。 ○今後の支援体制については、より一層の充実をお願いします。 ○申請スケジュールについては、今回の第2回募集については、大きな制度改革等を伴うため、昨年度より運営時期に示されたものと推測しますが、大きな見直し（年度より早いか迷いかなど）だけでも早い段階で情報提供いただけよう配慮いただきたい。	-	<p>【群馬県】 平成20年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようとしていただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事前相談及びアウトソース支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。 ・申請を検討している自治体が利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡については、引き続き早期の通知に努めてまいりたい。 	
交付決定のスケジュールにより、前年度からの継続事業以外の新たな取り組みが年度当初から事業着手できず、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されない場合があるなど、現行制度・運用のままで、地方の自主的な取組や創意工夫が制限される面があるため、運用の改善を願いたい。	-	<p>【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めいただきたい。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヶ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるようされたが、事業上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂たい。</p> <p>【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次回答のとおり、新規事業について、また、継続事業については実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・不採択となつた事業は、公表されている審査基準に基づき総合的に審査を行った結果であり、事前相談等でお問い合わせいただいた場合には個別にご説明を行っているところ。引き続き事前相談及びアウトソース支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。 ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げを支援してまいりたい。 ・施設整備事業をはじめとしたハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところがあり、引き続き地方のご意見を踏まえて運用の改善に努めてまいりたい。 ・審査に伴う有識者からの具体的なコメント等については、採択結果を通知する際に情報提供させていただいているところ。引き続き、今後の事業検討に有益と思われる内容については、積極的に情報提供していく所存。 	
①適化法の趣旨は理解しているが、現行、年度当初（4月1日付け）に交付決定されないことにあり、年度内執行が困難となるなど地方の事業執行に多大な影響を与えている。従前は、一定の場合の事前着手が認められていたが、現在は事業上認めないとされ、地方創生に混乱が広がっている。そのため、事前着手が認められないことは、必ず年度当初（4月1日付け）から事業着手できるように改善していただきたい。事業着手まで空白期間は、年度内実行の際、事務連絡が必要となり、事務連絡の頻度を増すなど、年度内実行に影響を与えることになる。事前着手ができないことによって、年度内実行に影響を与えることになる。事業着手ができないため、地方自治体側が改めて先駆性などの評価基準を満たしていると判断して交付申請を行っても、不採択の理由が全く示されないため、地方自治体側で改めて先駆性などの評価基準を満たさないことを示す。事業着手ができないと判断して交付申請を行っても、不採択の理由が全く示されないため、地方自治体側で改めて先駆性などの評価基準を満たさないことを示す。また、不採択事業の再設計に当たっては、個別具体的な評価・意見の提供が不可欠であるが、事業着手は抽象的なものになっている。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、不採択理由を明示とともに、改めて具体的に客観的に評価・審査できる評価基準を示していただきたい。	-	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようとしてお問い合わせいただきたい。</p> <p>【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めいただきたい。</p> <p>【広島県】 地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヶ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるようされたが、事業上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次回答のとおり、新規事業について、また、継続事業については実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・不採択となつた事業は、公表されている審査基準に基づき総合的に審査を行った結果であり、事前相談等でお問い合わせいただいた場合には個別にご説明を行っているところ。引き続き事前相談及びアウトソース支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。 ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げを支援してまいりたい。 ・施設整備事業をはじめとしたハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところがあり、引き続き地方のご意見を踏まえて運用の改善に努めてまいりたい。 ・審査に伴う有識者からの具体的なコメント等については、採択結果を通知する際に情報提供させていただいているところ。引き続き、今後の事業検討に有益と思われる内容については、積極的に情報提供していく所存。 	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分	分野																				
											団体名	支障事例										
274	□ 地方に対する規制緩和	土木・建築	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合に、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	<p>[現状] 市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業である。</p> <p>また、平成14年から、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向けて、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。</p> <p>本県の神戸市では、玄関口である三宮周辺地区を民間活力の導入を図りながら、魅力的で風情ある都市空間を実現するため、住民からの意見を踏まえ、神戸の都市の未来の姿「将来ビジョン」及び三宮周辺地区の「再整備基本構想」を平成27年9月に策定し、その実現に向けた取組を進めている。平成28年11月には、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」が、都市再生特別指針に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定された。</p> <p>[支障事例] 「支障事例の玄関口である三宮周辺では、建物の建替えが進んでいないこと等から、これを更新する必要があり、市街地再開発事業による再整備が有効な手段である。しかし、都市再生緊急整備地域は、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているにもかかわらず、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」を満たすことができない。そのため、都市再生緊急整備地域においては市街地再開発事業の施行区域の要件の撤廃を求める。</p>	<p>・都市再開発法第3条 ・都市再生特別指針法第2条</p>	内閣府、国土交通省	兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都府、大阪市、関西広域連合	-	-						・市街地再開発事業は、老朽建築物や高度利用がなれていない建築物等が多く、都市機能の更新を目的として実施される事業である。そのため、市街地再開発事業の施行区域は、現に土地を有効・高度利用している耐火建築物の割合が低く、低度利用のまま放置されている区域(区域内の3分の1以下)等があることを、土地の不健全な利用状況を客観的に判断する指標として求めているところである。さらに、施行区域要件を満たせば、強制力をもって市街地再開発事業の施行が可能となるものである。このよう制度趣旨に鑑みれば、たとえ都市再生緊急整備地域内であつたとしても、当該要件を撤廃することはできない。 <p>なお、平成28年度の法律改正(都市再生特別指針法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号))により、都市再生特別地区等に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の4分の3未満のものについて施行区域要件を満たすこととなるよう見直しがなされ、地域において求められる建築面積の最低限度からみて、狭小な建築面積を有する建築物がある場合には、地元の公共団体の都市計画の定めの方針で市街地再開発事業を実行することが可能となつたところである。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域においては、国も都市再生緊急整備協議会の構成員となり、自治体と協力のうえ市街地整備の推進を図っていることから、都市再生緊急整備地域において認められる他の施策の活用等、市街地整備の推進につながる方策については、協議会等の場を通じて適宜相談されたい。</p>	各府省からの第1次回答					
91	□ 地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかがみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させていため、内容が重複している。	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	内閣府	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山县、徳島県	福島県	-			・公益法人が提出する変更の届出のかがみ文書には、変更された項目・概要を代表者、法人名称等に限らず記載していくこととしており、法人情報の変更内容(変更前後の比較を含む)を把握するために求めている。一方で、公益法人の監督上、その法人の基礎となる情報が最新の状態で一元的に整理・把握する必要から、変更の届出の際に法人の基本情報を別紙に記載するよう求めている。 <p>なお、今回の提案の御趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けて、内閣府においても、公益法人が変更届等を提出する際に用いるシステム改修の検討を進めているところ。</p>									
92	□ 地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させている	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	内閣府	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県	沖縄県	-			・公益社団法人における社員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する等、基本的な権利が保障されている。このような法人に関する情報については、行政庁において公益法人に係る情報の公開(請求があつた場合の開示)を行っている(公益法人認定法第22条第2項、第3項)ことから、行政庁への開示請求に対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めている(同条第1項)。 <p>なお、法人の事務負担の軽減のため、事業報告等に添付する社員名簿は新たに作成することを求めておらず、既に法人において作成されている社員名簿(一般法人法第31条)を添付していることとしている。</p>									
93	□ 地方に対する規制緩和	その他	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その後に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施報告書及び添付書類を求めていたが、重複する書類提出の削減について、該当法人からは手続の段階で見直しの声がしばしば聞かれる。	整備法第124条 同法施行規則第34条	内閣府	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、徳島県	福島県、山梨県	-			・公募目的支出計画の実施完了確認請求及びこれに対する行政庁の確認が行われた場合には、そもそも移行法人(整備法第45条の認可を受けた移行の登記をした一般社団法人又は一般財團法人であつて、公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けないものをいう。以下同じ。)に該当するため、整備法第124条の公募目的支出計画実施報告書の提出を重ねて求めることはされない。そし理由は、既に作成したのとおりである。 <p>・移行法人は、公募目的支出計画実施完了確認請求書に公募目的の財産残額が円となった事業年度に係る計算書類等及び公募目的支出計画実施報告書を添付して、提出することとなっている。(整備法施行規則第34条)</p> <p>・公募目的支出計画の実施が完了したこの確認を受けた移行法人は、当該確認を受けた日から公募目的支出計画に基づく義務が解除され、行政庁による監督も終了したことから、公募目的支出計画実施報告書の提出義務もなくなる。(整備法第123条)</p> <p>今回の御提案を踏まえ、上記の制度趣旨については、移行法人の負担を増やすことのないよう、改めて都道府県に周知して参りたい。</p>									

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
近年、都心部においては、土地の利用が細分化され老朽化が進行している建築物と既に再整備が行なわれた建物が混在しているなど、土地の利用状況が多様化している。 とりわけ、都市再生緊急整備地域においては、急速な国勢調査等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化等や防災機能の確保により組む必要があることから、市街地再開発事業に当たっては、地方自治体が「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全である」と判断すれば事業実施できるよう見直しを求める。 また、都市再生特別地区等に関する都市計画において建築面積の最低限度を大きく設定することにより、大規模な新建築物を耐火建築物としての取扱いから外すこと、小規模な建築物の転用・再築が事实上困難となり、事業計画を立案するまでの柔軟性がなくなるという課題がある。	-	-	-	【全国知事会】 市街地再開発事業の耐火建築物に関する面積要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例による補正を許容するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	第1次回答でもお答えしたとおり、市街地再開発事業は、老朽建築物や高密度利用がなされている建物が多く、都市機能の更新と道筋等の公共施設の整備が必要な地区において、防災性の向上や都市機能の更新を目的として実施される公的性の高い事業であり、権利交換処分や建築制限等、事業地区内の権利者の私有財産に対して一定の強制力が及ぶ事業である。このため、施行区域要件は、関係権利者の権利の保護、事業の円滑な施行及び事業の適正を担保するため、土地の健全な利用状況を客観的に判断する指標として、法律により公正かつ全国的に統一して定める必要がある。 また、都市計画制度は、都市計画法が決定されることにより、土地の利用に対して一定の財産権の制限が行われ、適切な内容の都市計画が定められなかった場合に事業の適正を行なうことは、個人の権利や社会経済への影響が甚大であるため、都市計画決定により発生する制限の内容や対応等を行う際の公正な基準や手続についても、法律で定めが必要がある。	各府省からの第2次回答
内閣府では次年度後半からの適用を目指してシステム改修を現在進行中と伺うが、今回の提案の公益法人の変更届等の審査削減もシステム改修に反映せざるなど、公益法人の事務負担の軽減に向けて一層努めていただきたい。	-	-	-		本規定は、第一種市街地再開発事業は、権利交換手続きという特別の手法を用いることを認めており、等これら、都市計画法の都市計画基本法を補充する特別の条件として、施行区域要件を定めるものもあり、関係権利者の権利の保護、事業の円滑な施行及び事業の適正等を目的としたもの規定であり、法律において規定される必要があるため、条例に委任することはできない。 なお、本規定は、地方分権改革推進委員会「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告」に向けた中間報告(平成21年5月5日)で整備された方針に沿って、地方分権推進委員会の小早川委員を中心構成されたワーキング・グループによる見解において、「個人の権利・義務に關する行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合」に該当し、規定の存置が許容されると結論づけられたところ。 また、都市再生緊急整備地域においては、國も都市再生緊急整備協議会の構成員となり、自治体と協力のうえ市街地整備の推進を図っていることから、都市再生緊急整備地域において認められた他の施設の活用等、市街地整備の推進につながる方策については、協議等の場を通じて適宜相談されたい。	各府省からの第2次回答
事業報告の審査において社員名簿は必須書類と思われないための提案であったが、公益法人に係る情報の公開(請求があった場合の閲覧)に行政庁が対応するためにも、公益法人に対する事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めていたとの回答は、情報公開を推進する観点から理解できる。 但し、社員名簿は、毎年提出が義務づけられている事業報告の添付書類から除外することとしている。事業報告に添付する社員名簿が適切に作成保管されていることの確認は、3年に1回実施する法人立入検査時に行えば十分と考えられる。	-	-	-		現在、利用者(公益法人及び行政庁)の利便性向上等のため、平成30年10月の運用開始を目指として次期システムの開発を行っている。その設計・開発に当たっては、利用者アンケートの結果を反映させた改善を行なうなど、公益法人の事務負担の軽減という観点も踏まえ、検討を進めてまいりたい。	各府省からの第2次回答
公益目的支出計画の実施が完了した移行法人は、実施報告書を別に提出の必要はなく、直ぐ完了確認請求が行えるという見解について、従来は示されていなかったので、移行法人の負担を増やすことのないよう、上記の制度趣旨について改めて都道府県に周知したいとのことであるが、都道府県と合わせて移行法人に対して、早期に周知徹底するようにしていただきたい。	-	-	-		公益社団法人に係る社員名簿がある社員総会において議決権を有する等、基本的な構成要素とされており、公益法人認定法上、社員に關係する規定が公益認定及び監督の基準として設けられている。 例えば、公益法人認定法第5条第3号において社員に特別の利益を与えないものであることが規定されており、この規定の適合性に関しては、特別の利益を受けた疑いのある者を実際に社員となる又は社員であったかを含めて確認する必要が生じる。法令によりその範囲等を定めているものではないことから、原則的には「社員の提出を受けることによって、毎年提出する社員名簿等が受け取れるもの」が欠格事由として規定されており、状況に応じて社員に暴力団員等が含まれるかを確認する必要が生じるおそれがある。 上述のような規定への適合性に関して、監督上の必要に応じて迅速に確認を行うには、毎年度、社員名簿の提出を求める必要がある。御指摘のとおり、定期的な立入検査においても、社員名簿が適切に作成・備置されているかを確認するが、定期的な立入検査・監督の提出を定期的に行なうことは実施されるものでない。また、法令によりその範囲等を定めているものではないことから、原則的には「社員の提出を受けることによって、毎年提出する社員名簿等が受け取れるもの」が欠格事由として規定されており、状況に応じて社員に暴力団員等が含まれるかを確認することにより、同社員名簿の提出を排除することができ、精度の高い確認が行えることから、住所を含めた社員名簿の提出を要する必要がある。 その一方で、公益法人の事務負担の軽減も重要な観点であると考えらることから、行政庁に提出する社員名簿の様式を定められておらず、一般法・法第31条の規定により既に作成することとされている社員名簿を添付していただいている。 さらに、今回の提案の御趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けては、公益法人が事業報告等(社員名簿を含む)の提出に利用する電子申請システムについて、平成30年10月の運用開始を目指として、次期システムの開発を行っている。その設計・開発に当たっては、利用者アンケートの結果を反映させた改善を行なうなど、公益法人の事務負担の軽減という観点も踏まえ、検討を進めています。	各府省からの第2次回答